

事 務 連 絡
令和7年4月10日

障害児支援事業 代表者 殿

奈良県福祉保険部障害福祉課長

「地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業」補助金に係る要望調査（照会）

平素は、本県障害福祉行政の推進にご理解とご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、標記につきまして、要望調査を実施しますので、補助金の交付申請をお考えの事業者については、下記のとおりデータの提出をお願いします。

なお、今回はあくまで要望調査であり、提出された事業者全てに本事業による補助を実施することを確約するものではありませんので、あらかじめご了承ください。補助対象となった事業者には、当課から改めてご連絡いたします。

※奈良市指定の事業所は補助対象外となりますので、詳細は奈良市障がい福祉課へお問合せください。

記

1. 提出データ：補助金を要望する事業の「事業計画書」、「積算内訳書」、及びこれに係る複数社の見積書、製品のパンフレット等
※メールでご提出ください。
※メールには担当者名、電話番号をご記載ください。

2. 提出先：奈良県障害福祉課総務・施設係
提出先メールアドレス：syogai@office.pref.nara.lg.jp

3. 提出期限：令和7年5月9日（金）午後5時（必着）
（上記期限後に受理した計画は選考対象外となります。）

4. 留意事項：

【共通】

①補助対象は、以下のとおりです。

(1) 情報端末	タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム
(2) ソフトウェア	開発の際の開発基盤のみは対象外

(3) 通信環境機器等	Wi-Fi ルーターなど
(4) 保守経費等	クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など

- ②通信環境機器等及び保守経費等については、情報端末、ソフトウェアの導入に必要なものに限り対象とします。
- ③インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とします。
- ④本事業の補助率は、補助対象額の3/4（＝事業者負担率1/4）です。
- ⑤国要綱「令和6年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱」の内容をよく確認したうえでご提出ください。
- ⑥限度額は国要綱等で定められているもので県予算の上限により補助ができない場合があります。
- ⑦経済産業省が実施している「サービス等生産性向上IT導入支援事業」及び厚生労働省が実施している「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」により補助を受けたICT導入事業については本事業の補助対象となりません。
- ⑧本事業完了後には、当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに報告を求める予定です。
- ⑨提出においては、書類不備等が無いよう十分確認のうえご提出ください。
- ⑩国要綱の変更等により、記載事項が変更される可能性があります。

【障害児支援分野のICT導入モデル事業】

- ①本事業の対象者は、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援、障害児入所支援、障害児相談支援です。
- ②1施設又は事業所あたりの補助対象額は、100万円を上限とします。
- ③情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアを対象とします。
- ④ソフトウェアの導入を希望する場合は、請求業務等を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっている製品であることが確認できる資料を添付すること。
- ⑤過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様のICT導入支援補助金により補助を受けて同種のICT機器等を購入したことがある障害児支援事業者等は、補助の対象となりません。
- ⑥障害児支援事業者等がICT導入に伴う補助を受けるための要件として、ICT導入に伴う補助を希望する障害児支援事業者等を対象に奈良県が開催する、ICT導入に伴う研修会へ参加する必要があります。

- ⑦本事業によりＩＣＴを導入した障害児支援事業者等に対し、客観的かつ定量的な指標に基づいてＩＣＴの導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、奈良県が指定する期日までに報告する必要があります。
- ⑧全国の障害児支援事業者等におけるＩＣＴの導入の参考に資するよう、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表してください。
- ⑨上記⑦⑧の報告内容については、奈良県やこども家庭庁において、公表する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

【児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業】

- ①Ⅰ箇所あたりの補助対象額は、80万円を上限とします。
- ②情報端末については、地域の他事業所等との情報共有、意見交換、保護者との面接（個人・グループを問わず）を行うためのハードウェアを対象とします。
- ③ソフトウェアについては、オンラインミーティング等を実施するためのものや、容量の大きいファイルを共有するための商品を対象とします。

奈良県福祉保険部障害福祉課 総務・施設係 TEL：0742-27-8514
--